

# 桶川市立桶川西中学校いじめ防止基本計画

平成30年3月改定

令和2年6月改訂

はじめに

平成25年6月28日に交付された、「いじめ防止対策推進法」に基づき、桶川市立桶川西中学校の「学校いじめ防止基本方針」を以下のように定める。本校におけるいじめの実態は①友人関係のトラブル②過度のふざけから暴力に発展することによるもの③インターネット等を起因として起こるもの、が主なものとして考えられる。これらのことから起こるいじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の適切な対処を念頭に置き基本方針を定める。

## 桶川市立桶川西中学校「学校いじめ防止基本方針」

### 1 いじめ防止のための基本的な方針

(基本理念)

いじめ(「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条))

上記は生徒の人権並びに教育を受けさせる権利を傷つけるだけでなく、時として、生徒の心身にも重大な危険を及ぼすことにもなり、決して許されるものではない。本校では、教職員、生徒、保護者・地域が一致団結し、いじめは絶対に許さないという共通理解もと、

**いじめを、しない・させない・許さない**を基本に、三者が協力しあい、いじめのない学校にすることを基本に、いじめ防止に努める。

### 2 いじめに関する基本施策

いじめは防止することが重要であるが、一方、いじめはどこにでも・誰にでも起こりうるということという認識を忘れず、もし、いじめがあった場合の迅速かつ適切な対処が必要であることを踏まえ、次の視点からの対応を行う。

#### (1) 学校におけるいじめの防止

- ① 道徳の授業や体験活動、部活動など、全ての教育活動にいじめ防止の視点を持って臨む。インターネット等の利用についての啓発活動も計画的に行う。
- ② 授業力向上・教育相談の研修を行い、生徒に安心感を与える
- ③ 生徒指導委員会、教育相談部会を活性化し、いじめ防止・早期発見に努める。
- ④ いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- ⑤ 学校と家庭が協力をして、指導にあたる。
- ⑥ 学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## (2) いじめの早期発見のための措置

- ① いじめに関するアンケート調査、個人面談を実施する。また、それらの結果を検証し組織的に対処する。生徒からの相談に対しては、教職員が迅速に対応する。
- ② 保護者会、三者面談、家庭訪問等の保護者との連絡の機会を活用し、いじめに関する情報交換、相談を積極的に行う。

## (3) 保護者・地域

- ① 学校いじめ防止基本方針は、学校ホームページへの掲載やその他の方法により公開するとともに、入学時や年度初めに生徒、保護者、関係機関に説明する。
- ② 警察の関係機関と積極的に情報交換を行う。特にインターネット等に関するものは、学校だより等で保護者・地域の人たちへの啓発活動を積極的に行い、情報提供を呼びかける。

## 3 いじめに対する措置について

### (1) いじめ事案に対しての措置

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止推進委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校として組織的に対応する。

- ① いじめの事実が確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止する。
- ② いじめたその生徒及びいじめられた生徒並びにその双方の保護者との連絡を取り、事実に基づいた誠意ある対応を行う。
- ③ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。必要がある場合は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる措置を取る。

### (3) いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することができない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

#### (4) 重大事案に対する措置

- ① いじめにより重大な被害が生じたという申出が生徒や保護者からあったときは重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ② 重大事案が発生した場合には、学校長が桶川市教育委員会に報告をする。
- ③ 速やかに重大事案対応部会を開き、当該重大事態に関する調査を行い、事実関係を正確に把握する。
- ④ 上記情報結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

#### 4 学校評価における留意事項

(1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止のための取組の改善を図る。

(2) いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・ いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・ いじめの再発を防止するための取組に関すること

#### 5 いじめ防止のための組織

いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を行うため、組織的な対応を行うためにいじめ防止推進委員会を置く。

当該組織の具体的な役割は、次のとおりである。

##### 【未然防止】

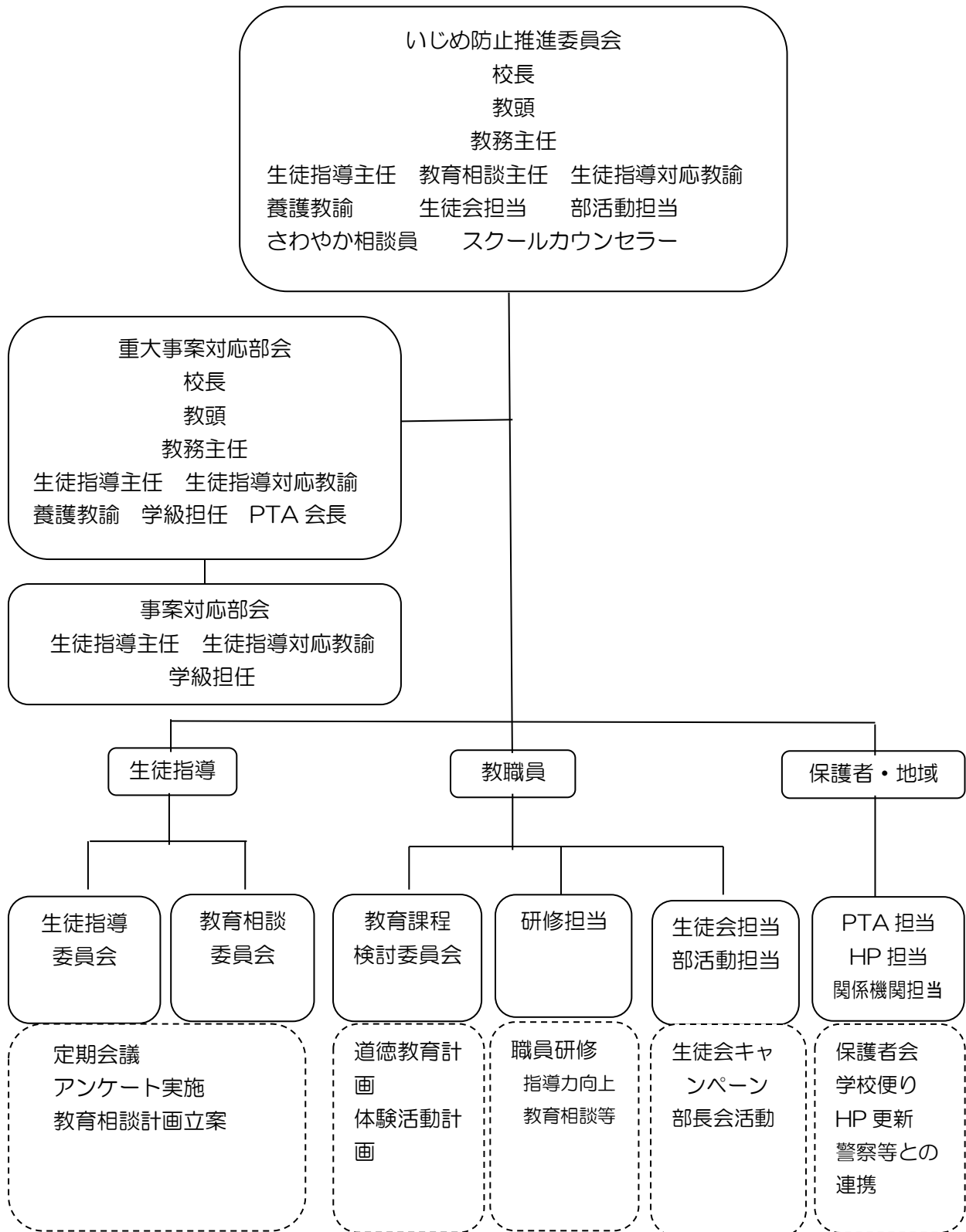
- ① いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

##### 【早期発見・事案対処】

- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒へのアンケート調査や聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ⑤ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

##### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ⑥ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ⑦ 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ⑧ 学校基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（PDAサイクルの実行を含む）



## 6 年間計画

	生徒指導 教育相談部会	教育課程	職員研修	生徒の活動	保護者・地域
通年	生徒指導委員 会 教育相談委員 会	人権教育			学校だより HP 更新
4月		道徳教育計画 体験活動計画	職員会議での全 職員への啓発		
5月					
6月	全校オリエン テーション いじめに関するアンケート 調査			新入生歓迎会	
7月				生徒総会	学校運営協議会 学期末保護者会
8月			校内研修会		全校三者面談
9月		1年校外学習		新人戦班大会	
10月	いじめに関するアンケート 調査	校内音楽会	教育支援担当・ 学力向上推進担 当学校訪問	生徒会 役員選挙	
11月		3年修学旅行		生徒総会 いじめ撲滅キ ャンペーン	3年三者面談
12月					3年三者面談 学校運営協議会
1月		1年スキー学校 2年校外学習			学校生活保護者 アンケート
2月	いじめに関するアンケート 調査				学校運営協議会
3月					